

議案第123号

上越市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上越市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中川幹太

上越市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(上越市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 上越市公営企業の設置等に関する条例(昭和46年上越市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び水道用水供給事業」を「、水道用水供給事業及び下水道事業」に改め、同条に次の1条を加える。

(下水道事業に対する法の適用)

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第4条に次の1項を加える。

4 下水道事業の処理区域等は、次のとおりとする。

事業名	処理区域等
公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により事業計画に定める区域
農業集落排水事業	上越市農業集落排水条例(平成8年上越市条例第50号)第3条に規定する処理区域
浄化槽整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号)の定めるところにより環境大臣が認めた地域

(上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第2条 上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例(昭和63年上越市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第4条、第5条第1項及び第3項、第6条第2項ただし書並びに第7条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第9条第2項、第10条、第11条第1項並びに第12条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(上越市下水道条例の一部改正)

第3条 上越市下水道条例(昭和63年上越市条例第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に、「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第2条の2第3号及び第5号、第2条の3第1号、第2条の4第2号並びに第2条の6第6号中「規則」を「規程」に改める。

第3条第1号ただし書中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第9条第1項、第10条、第11条第1項、第12条第1項、第13条、第16条ただし書、第17条第1項ただし書及び第18条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条中「規則」を「規程」に改める。

第20条並びに第21条第1項及び第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第23条第1項第2号及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「市長」を「管理者」に改め、「市に」を削る。

第24条第1項、第2項及び第4項、第25条、第26条第1項、第27条並びに第28条中「市長」を「管理者」に改める。

第30条第1項中「若しくは市長が管理している下水路(別に定めるものに限る。第32条第1項第1号において同じ。)」を削り、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第32条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項第1号中「又は市長が管理している下水路」を削る。

第33条及び第34条中「市長」を「管理者」に改める。

第34条の3を第34条の4とし、第34条の2を第34条の3とし、第2章中第34

条の次に次の1条を加える。

(市長が管理している下水路への準用)

第34条の2 第28条から前条までの規定は、市長が管理している下水路(別に定めるものに限る。)について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第35条後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「法第24条第2項」とあるのは「法第29条第2項」と読み替えるものとする。

第36条第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第37条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第38条第11号中「市長の」及び「市長に」を削る。

(上越市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第4条 上越市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成7年上越市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「管理者」に改める。

第4条中「規則」を「規程」に改める。

第5条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(上越市農業集落排水条例の一部改正)

第5条 上越市農業集落排水条例(平成8年上越市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「上越市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年上越市条例第60号)第4条第2項」を「別表第1」に改める。

第4条及び第6条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に、「別表第1」を「別表第2」に改める。

第8条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第9条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第2中「市長」を「管理者」に改め、同表第8条第2項の項を削り、同表を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1(第3条関係)

排水処理施設の名称	処理場の位置	処理区域
-----------	--------	------

三郷地区農業 集落排水処理 施設	上越市大字今池 7 2 2 番地	上越市大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字 天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字 辰尾新田、大字東稻塚新田及び大字下稲塚の各一部
北諏訪地区農 業集落排水処 理施設	上越市大字東中 島 1 9 1 5 番地	上越市大字上千原、大字東中島、大字中真砂、大字下真 砂、大字川端、大字飯塚、大字下吉野、大字上五貫野及 び大字下五貫野の各一部
津有南部地区 農業集落排水 処理施設	上越市大字下新 町 4 9 0 番地	上越市大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、 大字熊塚、大字上富川、大字野尻、大字稲、大字下曾 根、大字上曾根及び大字稲谷の各一部
保倉東部地区 農業集落排水 処理施設	上越市大字下吉 野 1 1 4 9 番地 6	上越市大字上名柄、大字青野、大字上吉野、大字下吉 野、大字田沢新田、大字岡崎新田及び大字福岡新田の各 一部
保倉西部地区 農業集落排水 処理施設	上越市大字下名 柄 1 5 3 5 番地	上越市大字下吉野、大字上五貫野、大字下名柄、大字上 名柄、大字長岡新田、大字小泉、大字長岡、大字駒林、 大字下百々、大字五野井及び大字石川の各一部
高士東部地区 農業集落排水 処理施設	上越市大字飯田 1 1 6 9 番地 2	上越市大字飯田、大字高津、大字妙油、大字森田、大字 十二ノ木、大字東京田、大字大口、大字北方及び大字南 方の各一部
津有中部地区 農業集落排水 処理施設	上越市大字藤塚 5 5 4 番地 3	上越市大字吉岡、大字東市野口、大字劔、大字藤塚、大 字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字野尻及び 大字稲の各一部
高士西部四辻 地区農業集落 排水処理施設	上越市三和区野 6 4 2 9 番地	上越市大字高和町、大字元屋敷、大字四辻町及び大字劔 の各一部
有田地区農業 集落排水処理 施設	上越市大字三ツ 橋 9 0 5 番地	上越市大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三 田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、大字横曾根、田 園、大字荒屋及び大字虫川の各一部
金谷和田西部 地区農業集落 排水処理施設	上越市大字稲荷 1 4 1 番地 1	上越市大字黒田、大字朝日、大字下馬場、大字小滝、大 字上門前、大字地頭方及び大字稲荷の各一部
和田東部地区 農業集落排水 処理施設	上越市大字下箱 井 5 3 1 番地	上越市大字下新田、大字丸山新田、大字五ヶ所新田、大 字下箱井、大字島田下新田、大字島田、大字島田上新 田、大字木島、大字岡原、大字中箱井及び大字上箱井の 各一部
津有北部諏訪 地区農業集落 排水処理施設	上越市大字杉野 袋 1 1 8 番地 5	上越市大字市野江、大字桐原、大字本道、大字下野田、 大字長面、大字上野田、大字上池部、大字下池部、大字 四辻町、大字南新保、大字北新保、大字杉野袋、大字上 真砂、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字北田中、大 字鶴町、大字米岡及び米町の各一部
須川地区農業 集落排水処理 施設	上越市安塚区須 川 9 5 2 5 番地	上越市安塚区須川
牧中央地区農 業集落排水処 理施設	上越市牧区宮口 1 2 5 9 番地 2	上越市牧区宮口、山口、荒井、落田、柳島、東松ノ木、 小川、国川、田島、下昆子、上昆子、下湯谷、桜滝、棚 広、倉下及び原の各一部
蜘蛛池地区農 業集落排水処 理施設	上越市大潟区蜘蛛 ケ池 1 1 4 4 番 地	上越市大潟区蜘蛛ケ池
潟田地区農業	上越市大潟区潟	上越市大潟区潟田

集落排水処理施設	田 2 4 6 番地	
東在地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区岩野古新田 3 1 7 番地 2	上越市大潟区岩野古新田、長崎及び吉崎新田
潟端地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区高橋新田 4 8 番地 1	上越市大潟区山鶴島新田、里鶴島新田、米倉新田、高橋新田及び和泉新田並びに潟町五区の一部
内雁子地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区内雁子 3 3 5 番地	上越市大潟区内雁子及び内雁子新田
頸城中部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区百間町 1 1 8 番地 2	上越市頸城区百間町、諏訪、千原、舟津の一部、北方の一部、青野、潟口、宮原、戸口野、飯田、東俣、下中村、柿野、川袋、鶴ノ木、立崎、石神、塔ヶ崎、花ヶ崎、並木及び森本
頸城東部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区潟 1 3 7 2 番地 2	上越市頸城区姥谷内の一部、仁野分の一部、日根津、上増田、上池田、大潟の一部、手島、中増田、下増田及び潟
頸城西部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区松橋 8 1 5 番地	上越市頸城区下千原、五十嵐、島田、榎井の一部、榎下、松橋の一部、松橋新田の一部、下中島の一部、手宮、舟津の一部、森下、宮本及び北方の一部
頸城北部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区大谷内 7 6 9 番地 1	上越市頸城区中城、姥谷内の一部、片津、上泉、大坂井、田中、西湊、下池田、岡田、中柳町、上柳町、富田、柳町、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、仁野分の一部、天ヶ崎及び大潟の一部
原之町地区（大乘寺処理区）農業集落排水処理施設	上越市吉川区原之町 5 2 番地 4	上越市吉川区原之町の一部及び大乘寺
原之町地区（原之町処理区）農業集落排水処理施設	上越市吉川区原之町 2 5 0 1 番地 4	上越市吉川区原之町の一部、下町及び片田
梶地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区梶 5 2 1 番地 1	上越市吉川区梶、大滝、坪野内、下八幡、神田町及び長沢
竹直地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区杜氏の郷 2 番地	上越市吉川区竹直、長峰及び杜氏の郷
吉川地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区河沢 1 9 8 8 番地	上越市吉川区国田、福平、道之下、入河沢、東田中及び河沢
旭地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区町田 2 4 2 4 番地	上越市吉川区山方、田尻、六万部、町田、西野島及び原之町の一部
吉川中部地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区東鳥越 6 7 8 番地	上越市吉川区天林寺、川崎、土尻、泉谷、東鳥越、片田、顕法寺、山口、十町歩、下深沢、中谷内及び下町
吉川北部地区	上越市吉川区代	上越市吉川区代石及び原之町の一部並びに柿崎区桜町新

農業集落排水 処理施設	石 1 5 7 1 番地	田
西部地区農業 集落排水処理 施設	上越市中郷区福 田 1 0 0 1 番地	上越市中郷区岡沢及び福田
釜塚地区農業 集落排水処理 施設	上越市板倉区中 之宮 2 8 4 番地	上越市板倉区釜塚
岡野町地区農 業集落排水処 理施設	上越市清里区上 稻塚 8 3 番地	上越市清里区岡野町、菅原、岡嶺新田、南田中、武士、 上稻塚、平成、弥生、みらい及び荒牧の一部
清里南東地区 農業集落排水 処理施設	上越市清里区今 曾根 1 1 1 8 番 地 1	上越市清里区荒牧の一部、上深澤、上田島、東福島、馬 屋、塩曾根及び今曾根
棚田地区農業 集落排水処理 施設	上越市清里区棚 田 1 4 9 2 番地	上越市清里区梨窪、鶯澤、上中条、棚田、水草、北野及 び梨平
東戸野地区農 業集落排水処 理施設	上越市清里区東 戸野 3 0 4 9 番 地 2	上越市清里区鈴倉、寺脇及び東戸野
岡田地区農業 集落排水処理 施設	上越市三和区岡 田 7 1 7 番地	上越市三和区岡田、所山田及び山高津の一部
末野地区農業 集落排水処理 施設	上越市三和区末 野新田 7 2 6 番 地	上越市三和区山腰新田、末野及び末野新田
川浦地区農業 集落排水処理 施設	上越市三和区川 浦 1 0 0 1 番地	上越市三和区川浦、中野、窪、法花寺、水科、水吉、鴨 井及び田の一部
本郷地区農業 集落排水処理 施設	上越市三和区下 広田 9 4 1 番地	上越市三和区錦、柳林、米子、広井、下広田、上広田、 本郷、沖柳、越柳及び島倉の一部
島倉地区農業 集落排水処理 施設	上越市三和区島 倉 3 6 0 5 番地 1	上越市三和区下中の一部、今保、大、三村新田、井ノ 口、浮島、島倉の一部、下田島、山高津の一部、払沢、 桑曾根、北代、下新保、神田及び塔ノ輪
岡木地区農業 集落排水処理 施設	上越市三和区岡 木 9 4 0 番地	上越市三和区番町、田の一部、下中の一部、稻原、野、 岡木及び日和町
三和平成団地 処理施設	上越市三和区神 明町 1 2 9 0 番 地 2 4	上越市三和区神明町
下名立浄化セ ンター	上越市名立区大 菅 1 5 6 5 番地	上越市名立区谷口、車路、躰畑、田野上、丸田、杉野 瀬、折居及び濁沢
名南浄化セン ター	上越市名立区折 居 2 6 8 7 番地	上越市名立区峠、池田、森、桂谷、折戸、平谷、東蒲生 田、小田島、西蒲生田、瀬戸及び東飛山

備考 処理区域の欄に表示する地域の名称は、大字の名称とする。ただし、潟端地区農
業集落排水処理施設の処理区域の欄のうち潟町五区にあつては旧大潟町における行
政区の名称とする。

(上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例(平成16年上越市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「上越市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年上越市条例第60号)第4条第3項」を「上越市公営企業の設置等に関する条例(昭和46年上越市条例第2号)第4条第4項の表浄化槽整備推進事業の項」に改める。

第3条、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第6条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条から第11条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第13条、第15条第1項及び第18条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第20条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1及び別表第2中「市長」を「管理者」に改める。

(上越市行政組織条例の一部改正)

第7条 上越市行政組織条例(令和5年上越市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号オを削る。

(上越市下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第8条 上越市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年上越市条例第60号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(下水道事業の移管に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に、第2条の規定による改正前の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例、第3条の規定による改正前の上越市下水道条例、第4条の規定による改正前の上越市農業集落排水事業分担金徴収条例、第5条の規定による改正前の上越市農業集落排水条例、第6条の規定による改正前の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例及び第8条の規定による廃止前の上越市下水道事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、それぞれ第2条の規定による改正後の上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例、第3条の規定による改正後の上越市下水道条例、第4条の規定による改正後の上越市農業集落排水事業分

担金徴収条例、第5条の規定による改正後の上越市農業集落排水条例、第6条の規定による改正後の上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例及び第1条の規定による改正後の上越市公営企業の設置等に関する条例に相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。